

明石市子ども医療費助成制度のご案内

明石市では、18歳到達後の最初の3月31日までの子どもを対象に、保険診療における医療費（自己負担分）を全額助成しています。

1 受給要件（次の要件に該当していることが必要です。）

- (1) 対象となる子どもの住所が明石市内にあること。
- (2) いずれかの健康保険に加入していること。（ただし生活保護法による扶助を受けていないこと。）

2 助成内容

【助成対象となる子ども】

0歳～18歳到達後の最初の3月31日までの児童

【保護者の所得要件】

なし

【一部負担金（保護者負担）】

外来、入院ともに負担なし

助成を受けるには、受診時に医療機関の窓口へ健康保険証（令和6年12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなり、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書が交付されます。）と一緒に「子ども医療費受給者証」を提示してください。

※兵庫県外の医療機関ではご使用になれません。ただし、医療機関窓口でお支払いになられた自己負担額については、申請により助成を受けることができます。

※特定疾病、自立支援医療等の公費負担医療制度の助成を受けた場合は、そちらが優先され、子ども医療費受給者証を医療機関の窓口で利用することはできません。ただし、医療機関窓口でお支払いになられた自己負担額については、申請により助成を受けることができます。

※入院時の食事療養費等、保険診療外の医療費については、助成対象となりません。

3 申請に必要なもの

- (1) 子ども医療費受給者証交付申請書（窓口・郵送申請の場合）
- (2) 申請者（保護者）の身分証明書（詳細は申請書裏面をご覧ください）
- (3) こどもの加入健康保険が分かるもの（健康保険証等）

↓こちらから申請できます



4 申請手続

- (1) **オンライン申請** スマートフォン、パソコンから申請してください。

右の二次元コード、または明石市ホームページから申請できます。受給者証は後日郵送いたします。

- (2) **窓口申請** 児童福祉課（平日8:55～17:40）、あかし総合窓口（平日9:00～17:15）、各市民センター（平日8:55～12:00 13:00～17:15）で申請してください。

※市民センターでの申請の場合は、受給者証は後日郵送いたします。

- (3) **郵送申請** 上記 **3 申請に必要なもの** を児童福祉課に送付してください。

受給者証は後日郵送いたします。

お問い合わせ・申請先 **明石市 児童福祉課**

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL (078) 918-5027
FAX (078) 918-5196